

子育て支援施策(保健福祉部 子育て支援課)

項目	事業の内容	現状	課題																							
<p>保育園利用者負担額(保育料)</p>	<p>○これまで、小学校就学前の子どもを対象とし、第2子が半額、第3子以降全額が軽減されている。 ○平成27年度の「子ども・子育て支援法」施行後、国は段階的無償化に向け、順次軽減策を行うこととしており、平成28年度は、算定基礎となる住民税額が一定以下の3人以上の多子世帯や、ひとり親世帯、障がい者世帯に対する軽減が拡充された。 ○平成29年度は、ひとり親世帯及び障がい者世帯に対する軽減がさらに拡充された。 ○県は平成28年度から、所得に関わらず、第3子以降の0歳～2歳児に対し、全額軽減(市町村へ相当額補助)を実施している。 ※別添「保護者のみなさまへのお知らせ」参照</p>	<p>○国、県の施策に沿って、市が決定している利用者負担額の見直しを随時行っている。 平成29年4月の状況</p> <table border="1" data-bbox="1448 512 2030 869"> <tr> <td colspan="2">入所園児数</td> <td>734</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽減対象</td> <td>市民税非課税</td> <td>20</td> <td>別紙「あ」に該当</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>30</td> <td>別紙「C」に該当</td> </tr> <tr> <td>障がい者</td> <td>9</td> <td>別紙「C」に該当</td> </tr> <tr> <td>多子</td> <td>27</td> <td>別紙「A」に該当</td> </tr> <tr> <td>県独自</td> <td>18</td> <td>別紙「B」に該当</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>104</td> <td>全体の14.2%</td> </tr> </table>	入所園児数		734		軽減対象	市民税非課税	20	別紙「あ」に該当	ひとり親	30	別紙「C」に該当	障がい者	9	別紙「C」に該当	多子	27	別紙「A」に該当	県独自	18	別紙「B」に該当	計	104	全体の14.2%	<p>○平成28年度以降、制度変更に順次対応しているため、毎年事務負担が発生している。 ○毎年制度の内容が変更するため、利用者への周知が必要となる。 ○利用者負担額算定基礎となる住民税税額が軽減対象範囲を超えると、大幅に増額となるため、継続利用に支障をきたすことがある。</p>
入所園児数		734																								
軽減対象	市民税非課税	20	別紙「あ」に該当																							
	ひとり親	30	別紙「C」に該当																							
	障がい者	9	別紙「C」に該当																							
	多子	27	別紙「A」に該当																							
	県独自	18	別紙「B」に該当																							
	計	104	全体の14.2%																							
<p>放課後児童クラブ利用料</p>	<p>○平成27年度から、放課後児童クラブを3人以上利用している場合、3人目以降の各クラブ利用料を全額助成している。</p>	<p>○利用者数と対象者数、助成額の実績</p> <table border="1" data-bbox="1448 947 2095 1125"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者数</th> <th>うち対象者</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>389</td> <td>1</td> <td>41,200</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>400</td> <td>1</td> <td>119,500</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>393</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度は途中入所による</p>		利用者数	うち対象者	助成額	平成27年度	389	1	41,200	平成28年度	400	1	119,500	平成29年度	393	2		<p>○現在の助成は対象者が限定的なことから、ひとり親世帯や低所得者層、多子世帯に対する支援を含めた全体的な助成方法を検討する必要がある。 ○現在は、クラブが利用料を設定、徴収しているため、助成の際には、個人情報に配慮する必要がある。</p>							
	利用者数	うち対象者	助成額																							
平成27年度	389	1	41,200																							
平成28年度	400	1	119,500																							
平成29年度	393	2																								